

令和6年4月から保険料を改定いたします。

新型コロナ以降の高額な医療費の支払いや、介護保険を利用する方の増加などによる介護納付金の増加に対し予算不足が生じないよう、令和6年度より基礎賦課額と介護保険料を改定することが第135回組合会にて議決されました。今回は急激な保険料の値上げを抑えるべく組合財産である積立金を一部取崩した上での改定となります。

組合員の皆さまには負担増となりますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

今回、月額保険料の改定を行うのは黄色で塗っている箇所となります。

種 別		基礎賦課額	後期高齢者 支援金	介護保険料 (満40~64歳)	後期高齢者 組合員保険料
第1種組合員(事業主)		22,000円	6,000円	5,700円	—
第2種組合員A(従業員・薬剤師)		18,500円	4,500円		—
第2種組合員B(従業員・非薬剤師)		15,600円			—
第3種組合員(個人会員)		20,300円	5,600円		—
後期高齢者組合員		—	—	—	1,000円
家族	厚生年金加入の満65歳未満	15,600円	4,500円	5,700円	—
	上記を除く満19歳以上	7,800円	3,200円	4,700円	—
	6~19歳未満	5,100円	2,200円	—	—
	未就学児	2,500円		—	—

4月5日口座引落とし分より上記保険料額に変更させていただきます。近日中に改めて事業所毎の改定後の引落とし額明細等を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。